

(1) 手数料額の表（※はそれぞれの加算額に注意してください）（令和7年4月1日）

単位：円

床面積の合計		確認申請※◎		中間検査※★		完了検査※☆		
		構造計算書無し		構造計算書有り	中間検査有り	中間検査無し		
		確認の特例有り	確認の特例無し			検査の特例有り	検査の特例無し	
100m ² 以内		22,000	33,000	77,000	36,000	32,000	25,000	42,000
100m ² を超え 200m ² 以内		26,000	47,000	87,000	37,000	37,000	30,000	50,000
200m ² を超え 500m ² 以内		38,000	58,000	108,000	50,000	50,000	40,000	65,000
500m ² を超え 1,000m ² 以内		64,000	82,000	126,000	81,000	79,000	65,000	105,000
1,000m ² を超え 2,000m ² 以内		別途見積もり	115,000	170,000	129,000	105,000	別途見積もり	139,000
2,000m ² を超え 3,000m ² 以内		別途見積もり	181,000	227,000	157,000	197,000	別途見積もり	220,000
3,000m ² を超え 4,000m ² 以内		別途見積もり	193,000	286,000	169,000	226,000	別途見積もり	239,000
4,000m ² を超え 5,000m ² 以内		別途見積もり	253,000	335,000	186,000	261,000	別途見積もり	269,000
5,000m ² を超え 10,000m ² 以内		別途見積もり	340,000	452,000	241,000	335,000	別途見積もり	346,000
10,000m ² を 超えるもの		別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり
建築物	小荷物専用昇降機			12,000				16,000
	昇降機			21,000				23,000
工作物	施行令第138条第1項 (煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他)			38,000				30,000
	施行令第138条第2項及び第3項			別途見積もり				別途見積もり

(2) 加算額 (※)

2-1 確認申請

※◎確認申請手数料につきましては、さらに下記の通りとなります。

- 申請のうち、構造計算書有りの建築物と無しの建築物が混在する場合は、申請部分の床面積の合計に相当する構造計算書有りの手数料の額とします。
- 確認の特例とは建築基準法第6条の4による確認の特例をいい、申請のうち確認の特例有りの建築物と確認の特例無しの建築物が混在する場合は、申請部分の床面積の合計に相当する確認の特例無しの手数料の額とします。
- 既設建築物に増築する場合は、申請部分の床面積に増築する建築物の申請以外の部分の床面積の2分の1を加えた床面積に相当する手数料の額とします。
- 建築物の一部のみ用途変更する場合は、申請部分の床面積に用途変更する建築物の申請以外の部分の床面積の2分の1を加えた床面積に相当する手数料の額とします。
- 2棟以上の構造計算書が添付されている場合（1棟ではあるがエキスパンションジョイント等で複数の構造計算書を添付する場合を含む。）は、2棟目から1棟を増すごとに30,000円を上記表の手数料の額に加算します。
- 以下の項目に該当する場合は、1項目ごとに下記金額を上記表の手数料の額に加算します。
(日影、天空率以外の加算額は、建築物ごとに算出した額の合計額とします。)

日影、天空率、耐火性能検証法、防火区画検証法を利用した建築物の確認申請手数料の加算料金表

単位：円		
項目	500m ² 以内	500m ² を超える
日影	10,000	20,000
天空率	10,000	20,000
耐火性能検証法	10,000	20,000
防火区画検証法	10,000	20,000

ルート2審査、構造計算適合性判定整合性審査、特定天井、避難安全検証法を利用した建築物の確認申請手数料の加算料金表

単位：円		
項目	1,000m ² 以内	1,000m ² を超える
ルート2審査	15,000	30,000
構造計算適合性判定整合性審査	15,000	30,000
特定天井	15,000	30,000
避難安全検証法	15,000	30,000

省エネ基準への適合を仕様基準または誘導仕様基準で確認する場合の確認申請手数料の加算料金表

項目			単位：円
省エネ基準への適合を仕様基準 または誘導仕様基準で確認する場合	戸建て住宅		20,000
	共同住宅・長屋住宅	2住戸	35,000
		3～5住戸	45,000
		6～10住戸	60,000
		11～20住戸	80,000
		21住戸以上	別途見積もり

2-2 中間検査

※★中間検査申請手数料につきましては、さらに下記の通りとなります。

- 申請地が遠隔地の区域にある場合については、加算料金がかかります。（別表2）
- 他機関で確認済証の交付を受けた場合は、各区分の額の2倍とします。
- 中間検査における床面積の合計は、木造又は鉄骨造の場合は対象建築物の延べ面積とし、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の構造の場合は対象建築物の1階と2階の床面積の合計とします。
- 中間検査で工区を分けた場合の床面積の合計は、検査対象床面積（中間検査申請書第3面8の八欄の床面積）とします。

2-3 完了検査・仮使用

※☆完了検査申請手数料及び仮使用認定申請手数料につきましては、さらに下記の通りとなります。

- 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が他機関の場合、他機関で交付された設計住宅性能評価書、長期使用構造等の確認書の提出により建築物エネルギー消費性能適合性判定を要しなかった場合については、加算料金がかかります。（別表1）
- 申請地が遠隔地の区域にある場合については、加算料金がかかります。（別表2）
- 他機関で確認済証の交付を受けた場合は、各区分の額の2倍とします。
- 検査の特例とは建築基準法第7条の5による検査の特例をいい、申請のうち検査の特例有りの建築物と検査の特例無しの建築物が混在する場合は、申請部分の床面積の合計に相当する検査の特例無しの手数料の額とします。
- 以下の項目に該当する場合は、1項目ごとに下記金額を上記表の完了検査申請手数料の額に加算します。なお、他機関で確認済証の交付を受けた場合は、下記表の各区分の額の2倍とします。
（加算額は、建築物ごとに算出した額の合計額とします。）

耐火性能検証法、防火区画検証法、避難安全検証法を利用した建築物の完了検査申請手数料の加算料金表

単位：円	
項目	料金
耐火性能検証法	20,000
防火区画検証法	20,000
避難安全検証法	20,000

（別表1）登録建築物エネルギー消費性能判定機関が他機関の場合、他機関で交付された設計住宅性能評価書、長期使用構造等の確認書の提出により建築物エネルギー消費性能適合性判定を要しなかった場合の完了検査申請手数料及び仮使用認定申請手数料の加算料金表

単位：円	
対象建築物の床面積	料金
100m ² 以内	9,000
100m ² を超え200m ² 以内	11,000
200m ² を超え500m ² 以内	13,000
500m ² を超え1,000m ² 以内	21,000
1,000m ² を超え2,000m ² 以内	27,000
2,000m ² を超え3,000m ² 以内	52,000
3,000m ² を超え4,000m ² 以内	57,000
4,000m ² を超え5,000m ² 以内	64,000
5,000m ² を超え10,000m ² 以内	82,000
10,000m ² を超えるもの	別途見積もり

- ※1.加算額は、対象建築物ごとに算出した額の合計額とします。
- ※2.増改築の場合は、既存部分を除いた床面積とします。
- ※3.対象建築物の仮使用認定申請の場合は、当該仮使用する部分の床面積を対象床面積とします。

（別表2）申請地が遠隔地の区域にある場合の中間検査申請手数料、完了検査申請手数料及び仮使用認定申請手数料の加算料金表

税込額／単位：円	
市町村名	加算金額

大垣市（上石津町）、本巣市（根尾）、揖斐川町（都市計画区域外）、関市（洞戸、板取）、郡上市、白川町、東白川村、
中津川市（都市計画区域外）、恵那市（都市計画区域外）、高山市（荘川町、高根町、上宝町、奥飛騨温泉郷）、
飛騨市（宮川町、河合町、神岡町）、下呂市、白川村、津島市、愛西市

12,000